

ふくしま復興支援フォーラム報告集 No.2

人間復興に向けた損害賠償運動の意義
～農業を中心として～

福島県農民連事務局長 根本 敬

2013. 3

(本報告は、2012年1月11日に開催された「第3回ふくしま復興支援フォーラム」において、報告されたものに基づいてまとめられたものです。)

(問合せ先：ふくしま復興支援フォーラム事務局 tkonno67@gmail.com)

「人間復興に向けた損害賠償運動の意義 ～農業を中心として～」

根本敬（福島県農民連事務局長）

はじめに一電源立地県 福島からの問いかけ 福島県エネルギー政策検討会
「中間取りまとめ」から 一福島が問いかけていたもの

福島県は、平成13年5月に福島県エネルギー政策検討会を立ち上げ、翌年9月に「中間とりまとめ」を行なった。政策検討会の会長であった佐藤栄佐久知事は、「中間とりまとめ」の刊行にあたってで次のように書いている。

福島県は、我が国最大の発電県であり、その発電量は、全国の約1割、東京電力株式会社の約4分の1を占めており、明治以来、我が国の発展に寄与してまいりました。特に、現在、10基の原子炉を有しており、原子力発電とどのように共生し、地域振興を図っていくかが大きな課題となっております。

また、本県においては、平成5年、原子力発電所の使用済燃料を一時貯蔵する共用プール設置の際、燃料搬出に関する国の約束を反故にされたり、JCO臨界事故やMOX燃料のデータ改ざんにより、国民の理解が後退している中、平成13年1月に突然、プルサーマルを実施しようとする事業者の動きが報道されました。さらに、翌2月には、これまで地元と協力して進めてきた新規電源開発計画の凍結が、事業者から一方的に発表されるなどの動きがありました。

福島県としては、これまでエネルギー政策は国策であると受け止め、協力してまいりましたが、国や事業者が国策の名の下に立地地域の意向をないがしろにして一方的に推し進めるということでは、電源立地地域がその存在を脅かされるほどの影響を受けかねないと判断し、昨年5月、私を会長とするエネルギー政策検討会を設置いたしました。そして、これまで著名な講師の方々との意見交換等を行いながら24回にわたって検討を進めてまいりました。

この「中間とりまとめ」は、これまでの検討内容やエネルギー政策についての様々な疑問点を整理するため、本年9月にまとめたものであり、国の考え方ははじめ、様々な方々の御意見も掲載しております。原子力発電の健全な維持・発展を図るためには、国は、徹底した情報公開、政策決定への国民参加など、新しい体質・体制で今後の原子力行政を進めていくべきであると考えます。

最後になりましたが、御協力、御指導いただきました講師の方々や様々な御意見をいただきました県民の皆様に御礼を申し上げますとともに、この「中間とりまとめ」を契機に、エネルギー政策について活発な議論が巻き起こり、国民の合意のもとにエネルギー政策が展開されることを期待いたします。

どんな議論がさなれたかの一部を紹介すると、
○本県は、平成8年の「三県知事提言」以降、新しい体質のもとで、原子力政策を推進すべきである旨の提言を何度となく行ってきたが、国の原子力行政の

体質・体制は当時とほとんど変わっていない、むしろ部分的には後退しているとすら言えるのではないか。

○西澤潤一岩手県立大学学長（第7回検討会講師）あるところから送られてきた教科書を見たら「原子力は夢の技術だ、こんないいものはない」という調子で一貫していた。「ちゃんとやらないと危ない」ということは一つも書いていない。それは非常におかしいのではないかと申し上げた。

○中村 政雄 科学ジャーナリスト（第12回検討会講師）日本の原子力開発は、余り議論をしないで対症療法で場当たりのやってきた。根本的に自分で開発したものではなく、輸入の技術であり、技術の消化に精一杯で、政策的な成熟というか、煮詰めることが不足していたように思う。

○福島県内の原子力発電所は、稼働から30年が経過した原子炉があるなど高経年化が進んでおり、将来予想される廃炉という事態にどう対処していくべきか、廃炉を見据えた地域の将来を真剣に考える時期にあるのではないか。

最後にこう結んでいる。

○ こうした状況を踏まえると、原子力発電の健全な維持・発展を図るためには、国は、今回の問題を契機に、かたくなに既定の方針に固執するような進め方を止めて、原点に立ち返り、あるべき原子力政策について、真剣に検討すべき時であると考えます。

○ そして、平成8年の「三県知事提言」以降、再三にわたり指摘してきたように原子力発電所立地地域の住民の立場を十分配慮しながら、徹底した情報公開、政策決定への国民参加など、まさに新しい体質・体制のもとで今後の原子力行政を進めていくべきではないか。

○ とりわけ、核燃料サイクルについては、一旦、立ち止まり、全量再処理と直接処分等他のオプションとの比較を行うなど適切な情報公開を進めながら、今後のあり方を国民に問うべきではないか。

○ 最後に、国は、我々の意見に謙虚に耳を傾け、自らの責任と権限のもと、我々の示した疑問点等について国民に説明責任を果たしながら、これまでの流れにとらわれない、新しい原子力政策の具体像を国民の前に明らかにし、国民の理解・信頼さらには安全・安心に裏打ちされた原子力行政を進めるよう期待する。

この「中間とりまとめ」が生かされ得なかったことは極めて残念なことではあるが、原発に依存しない社会をつくる上で私たち福島県民がその抛り所とし、かつこの運動の「魁」となる資格を持っている「証左」だと思う。

1. 被災者に人権はないのか

3月12日、午後3時56分。福島第一原発1号機が水素爆発。私たち農民連スタッフ3名は、第一原発から12kmの南相馬市小高区「浮舟文化会館」にいた。被災者支援のため「炊き出し」の最中だった。テレビが報じる「原発爆

発」の画面を、多くの被災者が虚ろな目で見つめていた。一緒にいった若いスタッフに動揺が走る。しかし、このまま自分たちだけが「避難」するわけにはいかない。大鍋の前には多くの避難者が列をつくっている。200人ぐらいと聞いていたので、200人分のお椀しか準備していなかった。人の列がどんどん増える。お椀が足りない。仕方なく、紙コップで渡す。不満が出るかと思ったら、「ありがとうございます」と受け取る。力ない言葉に、私は頭を下げた。

「被曝」したのだ。その言い知れぬ「恐怖」が心の奥底から湧いてくる。人の列が途切れた時、その場にいた女性が「早く戻ったほうがいいわよ」と呟く。「この鍋おいて行きます」と言った自分の言葉に「なんてことを」という思いがよぎる。私たちはワゴン車に東京へ帰るといふサラリーマンと地元農民連のスタッフを載せて、飯舘村を通り福島へ戻った。車の中で「このままでは許せない。仕返ししたい」というドロドロの感情が渦巻く。スタッフのひとは、その日家に入れてもらえなかった。父親から「被曝者は家に入れない」と言われた。

3月14日、3号機、15日4号機も水素爆発。その間も、私たちは、被災者の支援に奔走した。20マイクロシーベルトを超える汚染が広がる場所で。しかし、この時その数値は知らされなかった。あの虚ろな目で画面を見るしかなかった「浮舟文化会館」の被災者の姿が脳裏から離れない。すべてを失い、どう行動していいかわからない被災者にどう向き合うか。私たちは、「行動」するしかなかった。被災者の「悲しみ・辛さ」を共有できるか。わからない。だけど、なにかできるはずだ。その思いだけで動いた。「被災者にがんばってください。」ではなく、「何かやれることはないか、やれることは全部やる」の繰り返しだった。

被災者支援の中で私の脳裏から離れなかったのは「人権」ってなんだろうということだった。支援には限界がある。被害者自身が闘わない限り、「人権」は守れないという現実を日々目のあたりにした。「被害者とは、自分が受けている被害を自覚証明できない人」と言い切ってしまうことは簡単だが、どう「たたかう道筋」を示せるか、まだまだ答えはみつからない。

2. 放射能によって傷つけられ、置き去りにされ、「分断される」福島

—放射性物質は「無主物」、そして「原発事故そのものが収束に至った」

原発地域住民、原発事故にさらされた国民を守る法律は一つもなかった。住民にたいする退避勧告・退避指示の法的根拠は、原子力災害対策措置法第15条第3項にある。災害対策基本法を読み替えて適用するという。「過酷事故」はおこらないという前提だ。「安全神話」どころではない。そもそも「神話」さえも作られていない。

二本松市のゴルフ場が東電を訴えた裁判で東電は、一原発から飛び散った放射性物質は東京電力の所有物ではない。したがって東京電力は除染に責任を持たない。東京電力は放射性物質を「もともと無主物であったと考えるのが実態に即している」とし、裁判所もゴルフ場側の訴えを退けた。

環境基本法は、第13条で「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる。」と定め、放射能汚染の問題については、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・土壌汚染関係立法などの枠外。さらに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律においても、廃棄物から「放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。」としていた。

置き去り、分断の切り札が「収束宣言」—「原発事故そのものが収束に至った」という発言を撤回しろという申し入れに対し、保安院の担当者は、事故収束はあくまでオンサイト（原発敷地内）の話であり、今後原発の状況が悪化して新たな避難指示を出すなどの可能性は消えた、という意味であることを強調した。しかし、福島第一原発の「原状」は生やしいものではない。廃炉工程表もあてになるものではない。

—「放射性物質による環境への対処に関する特別措置法」が施行

そこで成立したのが「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への対処に関する特別措置法」。収束宣言が出されたことと相まって「置き去り」にされる。双葉町は「有効な除染技術が確立されていない現状で、国の膨大な経費を使うことに同時できない」としてモデル事業そのものへの参加を拒否。特にモデル事業対象の12市町村の大半は山林で、山林除染モデルは全く進まず。1msvを超える汚染地域は、総面積で秋田県の総面積に匹敵する1万1600平方キロメートル。除去物を一時的に置く仮置き場の選定は、多くの自治体で決まらず。仮置き場での保管は「3年程度」、中間貯蔵施設も決まらない中で住民の合意はなかなか得るのは難しい現状。しかも中間貯蔵施設は、東京ドーム22杯分に及び最長30年間保管するという巨大施設である。

いま、帰還をどうすすめるかが「行政」のテーマになっているが、果たして住民は戻れるのだろうか。決断が求められている。

3. 汚染地域でどう生き抜くか—汚染マップ作成が急務

汚染地域の詳細な「汚染マップ」がないことが、「除染」や「賠償」に分断を作り出している。「汚染マップ」を作って、ゾーニングし、「除染」するのにかしないのかやする場合どんな手立てが有効かを検証する必要がある。

放射性物質の「除染」—取り除くことは基本的にできない。「散らす」か「集める」、「閉じ込める」しかない。「除染」費用は、2011年から2013年の3年間で1兆5千億円となる。県民一人当たり70万円を超える。さらに、その効果が疑問視されているにもかかわらず、事業評価はされないという。

水田土壌のセシウムが、現在の10分の1になるには、約30年かかるというデータがある。福島県の水田から暫定基準値を超えるセシウムが検出、未だ明確な原因が究明されていない。水田の土壌調査は、深さ15センチメートルまでの土を採取して調査。セシウムは、表層数センチに蓄積しており、いくら

耕すからといって15センチメートルを掘り下げたデータではどうなのかと何回も福島県に質してきた。さらに、農地一筆ごとの詳細な汚染マップがどうしてつけれないのかの答えは、ちゃんとあるとの答え。しかし、それは、文科省が公表している「第3次航空機モニタリング結果とセシウム137の土壤濃度マップの比較について」のデータであり、「実測」はごく一部に過ぎない。その地域がどれだけ汚染されているかが分からなければ、どう手立てをとるのがわからない。得られた数値によってどう作物を栽培してゆくか、「作る」ことによって実証してゆくしかない。その作った作物のデータをきちんと調べることはもちろん、さらに基準値以下だったら「安全」だとは考えない。なばりづよくその「データ」を開示して、同意を作ってゆくしかない。いのちを育むものがいのちを脅かすことに加担する訳にはいかない。「風評被害」というが風評の加害者は「消費者」ということになってしまう。「福島は安全です」ということは、「そんなに原発被害は深刻でない」ということになり、原発容認派に組みすることになりかねない。しかし、現実はまだに過酷だ。福島県は、その矛盾の只中で生きざるを得ない。

農民は、汚染土壌の場で作業する。ガラスバジによる年間推定線量は、二本松市東和のSさんは、5ミリシーベルトを超えた。農家の「外部被曝」に対する措置も必要となる。

さらに、「生産材」である土壌を毀損されたのであるから、「財物賠償」を求める権利もある。

4. 「人権」としての損害賠償請求

原子力損害賠償法は、もともと原子力産業が立ち上がれないほどの痛手を受けることのないように作られたものである。一般の被爆者の被害救済のために作られたものではない。

東京電力の福島原子力発電所事故の賠償範囲を検討する原子力損害賠償紛争審査会に対して要望書を提出していた。要望書は今回の原発事故について、「弊社としては、本件事故による損害が原子力損害の賠償に関する法律3条1項ただし書きにいう『異常に巨大な天災地変』に当たるとの解釈も十分可能であると考えております」と主張する。

損害は、請求しなければ補償されないし、東電は一貫して「損害賠償は、被害者に立証責任がある」という立場で損害賠償をすすめている。私たちは、たたかいの中で「損害賠償」の意義と役割を明確にできた。

■原発事故がなかったら起こりえなかった損害をすべて補償させる

原子力損害賠償法では、いまの福島事故は「措置」できない。だから、自ら闘うしかない。

■原発が決して「安くてクリーンな電力」ではないことを認めさせる

損害賠償を諦めることは、原発を容認することになる。しかも、廃炉費用はいくらかかるかもわからない。そして、使用済み核燃料の処分も、放射性廃棄物の最終処分地は決まっていない。このまま原発を可動させ続けることは、未

来に膨大なツケをまわすことになる。

■原発労働者や避難者、放射能の危険に曝されている人々すべての「人権」を守るたたかいである。私たちは「健康で文化的な最低限の生活」を日々侵害されているのだ。

そして、次の点を請求運動の軸に据えた。

(ア)「委任」では自分がどれだけ「損害」を受けたか、いつ、どれだけの額が支払われるのかがわからない。損害は、ひとりひとり違う。東電と向き合いながら損害額を確定し、自らが納得し、自己決定する。

(イ) 東電（加害者）が要求する「請求資料」ではなく、被害者が「人権」として被害を認めさせる一個別交渉しかない

(ウ) 農産物の被害は「風評被害」ではなく「実害」である。

私たち農民は、汚染された農地で営農を続けなければならない。単に原発前の所得の差額を補償されるだけでは、福島の農業の再生はない。福島県農民連は、次の要求を政府・東電に突きつけている。

① 野外での農作業をせざるを得ない農家の被爆対策として健康診断の無料化と経年的な調査を行うこと。また、農地1筆ごとに「実測」による土壌汚染マップをつくり、作物の栽培に当たっての放射線の影響調査とその対策を継続的に行い、農家への周知を徹底すること。

② 農地汚染への補償を行うこと。

■組織はたたかう中で増え、強くなる。

農家個々が自らの受けた損害を「自覚」することから、たたかいは始まる。自覚しその額を証明するには「仲間」の力が必要になる。

(ア)「委任」では自分がどれだけ「損害」を受けたか、いつ、どれだけの額が支払われるのかがわからない。損害は、ひとりひとり違う。東電と向き合いながら損害額を確定し、自らが納得し、自己決定する。

(イ) 東電（加害者）が要求する「請求資料」ではなく、被害者が「人権」として被害を認めさせる一個別交渉しかない。

(ウ) 農産物の被害は「風評被害」ではなく「実害」である。

損害賠償は、農民として生き抜く「自覚」と「覚悟」がベースになっている。それは、まさにたたかうことであり、仲間を増やすことに直結している。

5. 作物を育て、損害賠償を闘うことは組織を創りかえること。

福島県農民連は、農民連に結集して、農家ひとりひとりが損害賠償を勝ち取ろうと呼びかけている。それは、農民自身が持つ一ものを作る力、自覚的に闘う力を引き出すのが農民連の役割であると考えているから。単に「食糧」生産だけではなく農村が持つ豊かな「糧」「資源」を最大限に活かし困難な中で必ず「次の世代に美しい福島」を手渡すために幾世代にもわたって積み上げてきた叡智を結集して闘い続ける。